

◆次号は1000号。ご愛顧に感謝いたします。

日本共産党国会議員団千葉事務所 ☎043-302-2005  
 <市議団控室☎047-436-3030 FAX047-420-7201>  
 ----- 市会議員 -----  
 岩井友子 ☎438-8647 坂井洋介 ☎404-2039  
 金沢和子 ☎422-5278 松崎さち ☎432-9317  
 神子そよ子 ☎769-7271



# コロナ対策 緊急の要望書を市長に提出

日本共産党千葉県西部地区委員会と船橋市議団は12月9日市長に「新型コロナウイルス感染症拡大対策に関する緊急の要望書」を提出しました。

新型コロナウイルス感染症の「第3波」で感染者は増え続けています。船橋市内でも介護老人施設、高等学校で感染者のクラスターが発生しています。



爆発的拡大を抑止し、医療崩壊を招かないための抜本的な対策強化が必要で、そのため「病院・介護施設等への社会的

検査」などの実施を求めました。また、年末年始の生活保護などの申請窓口の開設も要望しました。

市長は「危機感共有している」「厚労省に対し複数人まとめたPCR検査（プール方式）を認め、費用は行政検査と同じ取り扱いにする事を求めた」「感染拡大を防止するために要望は検討したい」と答えました。

- 要望事項は以下の通りです。
1. 医療機関、介護福祉施設、保育園・幼稚園、学校、放課後ルームなど、クラスターが発生すれば多大な影響が出る施設等に定期的な「社会的検査」を行うこと。特に「全額国庫負担による検査」とするよう、国に強く要請すること。
  2. 命にかかわる医療・介護施設等のクラスターをこれ以上発生させないために、緊急に医療・介護施設等の従事者へのPCR検査を実施すること。
  3. 65歳以上の人や基礎疾患のある人を対象に、希望者は無症状でもPCR検査を受けられる体制を整備すること。
  4. 感染追跡を専門に行うトレーサーを確保し、保健所の体制を強化すること。
  5. 「医療崩壊」を防ぐため、医療機関への減収補填、宿泊施設のさらなる確保を行うこと。
  6. 千葉県が東葛地区の飲食店に午後10時以降の酒類提供の自粛を要請しているが、補償とセットで行わなければ、コロナで苦境に立つ事業者をさらに追い詰めることになる。県に事業者への補償を要望すると共に、市独自の対策を検討すること。1月15日に申請期限を迎える「船橋市事業継続支援助成金」の期限延長を行うこと。
  7. 雇用調整助成金、休業支援金、持続化給付金、家賃支援金などの期限延長を国に要請すること。

## 質問封じは議会の責任放棄

### 鈴木予算決算委員長の不信任動議を提出

12月15日は、予算決算委員会の総括質疑でした。しかし、鈴木和美委員長が、日本共産党の質疑に対する理事者の答弁を、行わない異常な運営を行ったため、日本共産党は委員長の不信任動議を出しました。

この間、総括質疑をめぐって予算決算委員会理事会で「政策的判断を求めるものか、複数の委員会にまたがるものに限る」などを質疑に制約が持ち込まれ、今議会では質問通告を理事会がチェックを行うなど議員の発言権を抑制する動きが続いてきました。議会が市長への質疑や質問を抑制することは、市長のチェック機能としての責任放棄です。

- (表1)
- 議案1号一般会計補正予算  
(新型コロナ対策、ひとり親家庭医療費助成制度改定、ふるさと納税返礼品費増額、救急ステーション設計費削減、総合体育館・武道センター・市民ギャラリー・茶華道センター・市営住宅・一宮少年自然の家等の指定管理料、他)
  - 議案2号介護保険会計補正予算  
(介護報酬改定のためのシステム改修費)
  - 議案3号病院事業会計補正予算  
(海老川上流開発に関連した医療センター建て替え設計費削減)

- ①教育施設や市営住宅などが指定管理者制度になる事で、住民福祉が後退しないか
- ②新型コロナウイルス感染症拡大で過重負担となっている保健所の職員体制について
- ③船橋市だけで年間10億円以上の赤字を出しているふるさと納税について
- ④高校生153人、保護者401人も対象

から外されるひとり親医療費助成制度について

⑤洪水危険地区の海老川上流地区への医療センターや救急ステーションの移転について

を質疑しましたが、委員長は①と②のみ答弁させ、③④⑤は答弁をさせませんでした。

(表2)

【鈴木委員長の不信任動議に賛成した議員】

日本共産党の岩井友子、神子そよ子、坂井洋介、松崎さち(金沢和子は欠席)、市民民主連合の浦田秀夫、神田廣栄、斉藤誠、みらい@船橋の朝倉幹晴、池沢みちよ、無所属の今仲きい子、はまの太郎(氏名は五十音順、敬称略)

日本共産党船橋市議団主催

**無料 法律相談**

**1月14日(木)**  
**2月10日(水)**

弁護士が相談を受けます  
労働相談も受けています

会場：調整中  
時間：午後1時～4時  
要予約 ☎436-3030